

令和２年度青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金（回復期病床転換分）  
交付要綱

（趣旨）

第１ 県は、地域における病床の機能分化・連携の推進を図るため、急性期等の機能を有する病床から回復期の機能を有する病床へ転換しようとする医療機関（以下「補助事業者」という。）が基本診療料の施設基準等（令和２年３月５日厚生労働省告示第５８号）の第九の十に定める回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準（以下「回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準」という。）又は第九の十一の二に定める地域包括ケア病棟入院料の施設基準（以下「地域包括ケア病棟入院料の施設基準」という。）を満たす施設及び設備の整備事業を実施するための病床機能分化・連携推進施設設備整備事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、令和２年度予算の範囲内において、補助事業者に対し青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金（回復期病床転換分）（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和４５年３月青森県規則第１０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象経費及び補助金の額）

第２ 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表の第１欄の区分ごとに第２欄に掲げる経費とし、補助金の額は、同表第１欄の区分ごとに同表第３欄に定める基準額又は補助対象経費の実支出額のいずれか低い額を選定し、当該選定された額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか低い額に同表第４欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額（千円未満の端数のある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。なお、地域医療構想調整会議による調整を踏まえ、知事が、医療法第７条第２項の規定により、回復期機能に係る医療を提供することを条件として病床数を増加する変更を許可した場合には、当該許可に基づく回復期病床の整備について、回復期病床への転換とみなすこととする。

| １ 区分 | ２ 補助対象経費                                                                                     | ３ 基準額                                | ４ 補助率 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------|
| 施設整備 | 回復期病床への転換（回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準又は地域包括ケア病棟入院料の施設基準を満たす場合に限る。）に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 | 補助事業により整備する回復期病床<br>１床当たり<br>3,200千円 | ２分の１  |
| 設備整備 | 回復期病床への転換（回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準又は地域包括ケア病棟入院料の施設基準を満たす場合に限る。）に必要な医療機器の備品購入費                  | １施設当たり<br>6,000千円                    |       |

(申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書(第2号様式)
- (2) 事業計画書(第3号様式-1及び第3号様式-2)
- (3) 歳入歳出予算書の抄本(補助事業の収支予算額を備考欄等に記載すること。)
- (4) 工事設計図
- (5) 工事仕訳書(見積書)及び医療機器購入に係る見積書
- (6) 回復期機能の取組に係る実施計画書(第4号様式)
- (7) 在宅医療機能の取組に係る実施計画書(第5号様式)
- (8) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、別途通知する。

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(補助金の額の増額を伴わない、それぞれの区分の配分額の20%以内の変更その他知事が認める軽微な変更を除く。)をする場合には、事業変更承認申請書(第6号様式)を知事に提出してその承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止(廃止)承認申請書(第7号様式)を知事に提出してその承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳(第8号様式)その他関係書類を第12に規定する期間整備保管しなければならない。
- (5) 規則第19条本文の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間((4)に掲げる財産がある場合には第12に掲げる期間)保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (9) 補助事業により整備した病棟については、医療法に規定する病床機能報告において、整備した年度の翌年度以降、回復期機能として報告しなければならない。
- (10) 補助事業者は、補助事業完了後、原則として速やかに次のアからウのいずれかの施

設基準を東北厚生局に届け出なければならない。

ア 回復期リハビリテーション病棟入院料

イ 地域包括ケア病棟入院料

ウ 地域包括ケア病棟入院医療管理料

- (11) (10)でイ又はウの届出をする補助事業者は、当該病棟を整備した年度の翌年度から1年以内に次のア又はイの施設基準を東北厚生局に届け出なければならない。ただし、在宅医療機能に係る取組を計画し実施する場合には、その取組の実施により当該届出に代えることができる。

ア 在宅療養支援病院（病床数200床未満の病院）

イ 在宅療養後方支援病院（病床数200床以上の病院）

- (12) 回復期機能及び在宅医療機能について、第3の2(6)及び(7)に記載する計画の達成に向けた取組を実施しなければならない。ただし、(10)でアの届出をする補助事業者については、在宅医療機能に係る取組の実施を要しない。

- (13) 補助事業完了年度の翌年度から5年間、各年度において、回復期機能及び在宅医療機能に係る取組の実施状況について、各年度の終了日の翌日から30日以内に次のア及びイを提出しなければならない。ただし、(10)でアの届出をする補助事業者については、イの実施状況報告書の提出を要しない。

ア 回復期機能の取組に係る実施状況報告書（第9号様式）

イ 在宅医療機能の取組に係る実施状況報告書（第10号様式）

- (14) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、仕入控除税額報告書（第11号様式）により、速やかに知事に報告しなければならない。知事が別に定めるところにより、当該消費税等仕入控除税額相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（交付決定前の着手）

- 第5 補助金の交付を受けようとする者が、知事による第3に規定する申請書等の受理後、交付決定前に事業に着手しようとするときは、事前着手届（第12号様式）を知事に提出するものとする。

（申請の取下げの期日）

- 第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

- 第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（実績報告）

- 第8 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和3年4月12日のいずれか早い日までに事業完了（廃止）実績報告書（第13号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

る。

なお、事業が翌年度にわたるときは、令和３年４月１２日までに、事業年度終了実績報告書（第１４号様式）を提出するものとする。

- (1) 補助金所要額精算書（第１５号様式）
- (2) 事業実績報告書（第１６号様式－１及び第１６号様式－２）
- (3) 歳入歳出決算書（見込書）抄本（補助事業の決算見込額を備考欄等に記載すること。）
- (4) 契約書等の写し
- (5) 検収調書等の写し
- (6) 支払証拠書類（支払伝票等支出の内容を証明できるもの）の写し
- (7) 補助事業完了後の建物全景及び補助事業の概要を示す写真
- (8) 補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）
- (9) 工事設計図
- (10) 財産管理台帳（第８号様式）の写し
- (11) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第９ 知事は、第８に定める実績報告を受けた場合においては、書類審査及び必要に応じて現地調査等を実施し、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容（第４第１号及び第２号の規定に基づく承認をした場合においては、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１０ 補助金の請求は、第９の通知を受けた後、請求書（第１７号様式）を知事に提出して行うものとする。

（処分の制限を受ける財産）

第１１ 規則第１９条第４号及び第５号の規定により、処分の制限を受ける財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が５０万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は３０万円以上）の機械及び器具その他の財産とする。

（処分の制限を受ける期間）

第１２ 規則第１９条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は、令和２年５月２２日から施行し、令和２年４月１日から適用するものとする。